

会 員 各 位

大阪弁護士会  
会 長 竹 岡 富美男  
同 司 法 委 員 会  
委員 長 大 砂 裕 幸

2018年度倒産手続実務・レベルアップ研修 第2弾

「破産管財実務・重点分野研修」

「財団債権・破産債権・債権調査・配当」

司法委員会では、本年度も、レベルアップ研修として、破産管財実務の重点分野研修を実施しています。

今年度のレベルアップ研修第2弾は、破産手続における「債権」を題材とした研修を企画いたしました。

これまでのレベルアップ研修では、破産管財事件における換価業務、申立て、否認権・相殺等の破産実体法等といった注目度の高い分野をテーマとした研修を実施してきました。

しかし、破産管財手続において、債権者は重要な利害関係者であり、債権の取扱いに関する知識やノウハウは、倒産事件を取り扱う上で必ず身につけておかなければならないものと言えます。

また、債権調査、配当は、資料や数字に基づく事務的作業というイメージがありますが、実際には、条文を中心とした法律知識が求められ、論点も多くあり、近時にも重要な判例・裁判例が出ています。

破産管財人が債権の取扱いを誤り、財団債権の弁済漏れがあったような場合や、債権調査、配当に関する論点知識を欠いた結果、誤った債権調査、配当が行われた場合、債権者のみならず破産手続全体に多大な影響を及ぼしかねません。

そこで、本研修では、債権の取扱いについて、「財団債権」、「破産債権」を取り上げるとともに、「債権調査」、「配当」に関する実務ノウハウや論点について、申立代理人・管財人の経験豊富な会員をパネリストとして迎え、さらに、京都弁護士会から、破産係主任書記官のご経験もある津田一史先生に登壇頂き、パネルディスカッション方式にて、経験談等を語っていただくとともに、議論をしていただくことといたしました。

倒産事件にご関心をお持ちの会員の皆様には、大いに参考にして頂けるかと思えます。

是非とも多くの会員の方々にご出席賜りたく、ご案内申し上げます。

記

日 時 : 平成31年1月23日(水)午後6時00分～8時30分

場 所 : 大阪弁護士会館 2階ホール

パネリスト : 大阪弁護士会 尾田智史 会員

同 豊田祐介 会員

同 高江洲ひとみ 会員

京都弁護士会 津田一史 先生

コーディネーター : 大阪弁護士会 阿部宗成 会員

テ ー マ : 「財団債権・破産債権・債権調査・配当」

司法委員会主催の今後予定されている研修は以下の通りです。ご予約おきください。

- 1月29日(火) 午後5時30分～8時 基礎研修「破産管財手続②破産管財処理の実務」
- 3月19日(火) 午後5時30分～8時 基礎研修「特別清算」
- 3月20日(水) 午後6時～8時30分 「民事再生」

#### 【申込方法】

会員専用サイトー「研修・行事予定表」ー研修予定表 ([http://www.daiben-members.com/kaiin/kenshu\\_schedule.php](http://www.daiben-members.com/kaiin/kenshu_schedule.php)) よりお申込みください。

※事前お申込みがない場合でもご参加いただけますが、人数把握のため、ご回答にご協力ください。

※会員専用サイトへのログインには、ユーザー名とパスワードが必要です。ご不明な場合は、会員専用サイトのログイン画面に問合せフォームへのリンクがありますのでそこからお問い合わせください。

※会員専用サイトでの研修の申込の操作等について、ご不明な点がございましたら、本研修担当事務局 (松本 TEL:06-6364-1681) までお問い合わせください。

※法律事務所職員の方は、大阪弁護士会HPー「法律事務所職員の方へ」 ([http://www.osakaben.or.jp/office\\_worker.php](http://www.osakaben.or.jp/office_worker.php)) よりお申込みください。

#### ■会員のみ

注・ 図書利用カードをご持参ください。

- 入室時及び退室時の2回、出席登録が必要です。
- 開始10分以降の入場、研修終了予定時刻前の退場(研修が終了予定時刻前に終了した場合を除く)、研修開始から研修終了予定時刻までの間の合計10分以上の離席は、受講としてカウントされませんのでご注意ください。なお、ライブ研修、DVD研修に関わらず、質疑応答、閉会挨拶等全て終了して、研修終了となります。

#### ■一時保育のお知らせ 【無料・要予約】

お申込を希望される方は、1月11日(金)までに下記事務局までお電話にてお問い合わせください。申込に必要な書類をご送付いたします。なお、定員に達し次第、申込受付を終了させていただきますのでご了承ください。

[対象] 原則、首がすわっている乳児～未就学児  
[託児時間] 研修開始15分前から終了15分後まで  
[問合せ先] 委員会部司法課 (TEL: 06-6364-1681)